

## [事案 22-114] 保険料返還請求

・平成 23 年 5 月 31 日 裁定終了

### <事案の概要>

加入時に保険料払込みは、定年退職の月（満 60 歳の誕生日の属する月）までとの説明を受けたとして、同月以降に徴収された保険料の返還を求め申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

昭和 62 年 1 月に終身保険に加入し、保険料を給与天引きにより支払ってきた。加入時に、払込期間は、給与天引きでの払込みなので、契約者である私の定年（60 歳）退職月である平成 22 年 7 月までだと説明されたが、22 年 8 月以降も 12 月まで保険料が給与天引きされていた。

加入時の説明不足があり納得できないので、平成 22 年 7 月までで保険料払込満了とし、天引きされていた 22 年 8 月～12 月までの 5 カ月分の保険料を返してほしい。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款で被保険者の契約年齢は、満年齢で計算し、1 年未満の端数については、6 か月以下のものは切り捨て、6 か月をこえるものは 1 年と定めている。
- (2) また、被保険者の契約後の年齢は、契約日の年単位の応当日ごとに契約年齢に 1 歳を加えて計算することとなっている。このことは、契約時に交付した「ご契約のしおり」にわかりやすく記載している。
- (3) 以上のことから、保険料払込期間の終期は 60 歳の到達する契約応当日の平成 23 年 1 月 25 日、保険料払込は平成 22 年 12 月分までであることは明白である。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等書面の内容等にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認めることはできないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

#### (1) 保険料払込期間について

下記のとおり、申立契約の保険料払込期間は、契約後の年齢が 60 歳となる前月の平成 22 年 12 月分までとなり、平成 22 年 8 月から同年 12 月までの保険料の徴収が不当とは言えない。

- ① 申立人は、申立契約には、昭和 62 年 1 月 25 日を契約年月日として、保険料払込期間を 60 歳払込満了として加入している。下記の約款規定によると、申立人は、契約日の昭和 62 年 1 月 25 日時点で誕生日からの経過期間は 36 年 6 か月のため、6 か月は切り捨てとなり、契約年齢は 36 歳となる（下記約款規定①を適用）。
- ② また、契約後の年齢が 60 歳になるのは、契約日の昭和 62 年 1 月 25 日から 24 年後の平成 23 年 1 月 25 日となる（同②を適用）。

◎相手方会社の年齢計算に関する約款規定

①被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月をこえるものは1年とします。

②被保険者の契約後の年齢は、契約日の年単位の応当日ごとに前項の契約年齢に1歳を加えて計算します。

(2) 申立人の主張の検討

①申立人は、加入当時、募集人より約款と異なる説明を受けたと主張するが、保険契約は、いわゆる附合契約【注】で、約款の記載に従って契約内容が定められる。仮に、募集人が約款と異なる説明をしたとしても、一募集人が契約内容を変更する権限を有するものではないので、そのことにより、申立契約の内容が変わることはない。

②また、20年以上前の募集時になされた説明内容については、特段の証拠がない限り、現時点で認定することは困難と言わざるを得ない。

【注】附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のこと。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。